安全重点施策

運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴なう事故をゼロ にする

- ・船長は、風速・波高・視程が安全管理規程中に定めた基準に達した と認めるとき又は達するおそれがあると認められる時は、運航中止 の措置をとること
- ・ 運航管理者は、安全管理規程中に定めた基準により運航を中止すべきと判断した場合において、安全統括管理者を経由して経営トップ に経連絡すること
- ・経営トップまたは安全統括管理者は、運航を中止すべきと判断した場合において運航が継続されている場合は、運航管理者にその理由を求め理由が適切でないと認められない場合は、運航中止を指示すること
- ・経営トップ、安全統括管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示しないこと

さざなみ渡船は輸送の安全性向上を目指し常に努力しております。 つきましてはより一層安全運航に努めるためにもご利用の皆様にもご 理解ご協力を頂けますようお願い致します。

本船は以下のような場合には運航を中止し又利用の制限をさせて頂くことがありますので、ご承知おきの上ご利用頂けますようお願い致します。

記

- 1 次のような気象海象の場合運航を中止致します。
 - 1)波浪 風力 15m 波高 1.5m
 - 2) 濃霧視界 500m 以下
 - 3) 地震発生による津波発生時

以上ご不便ご迷惑をおかけ致しますが安全運航ご協力頂けますよう お願い致します。

> 今治市長 さざなみ渡船安全統括管理者 運航管理者